

相続ニュース

Vol.0122

2016年10月25日(火)

担当：MS事業部 太田

〒460-0002

名古屋市中区丸の内 3-22-21

損保ジャパン日本興亜名古屋ビル 1F

ASK 税理士法人

TEL 052-971-1122 FAX 052-971-4488

養子の取り扱い

はじめに

相続では血縁関係が非常に重要です。そこで今回は養子縁組の取り扱いについて書きたいと思います。

養子縁組とは

養子縁組とは親子関係にないもの同士を法律上親子関係があるものとする制度です。養子縁組には次の二種類があります。

1、普通養子縁組

実親との親子関係を存続したまま養親との親子関係をつくるものです。

2、特別養子縁組

戸籍上実親との関係を断ち切り、養子は完全に養親のみと親子関係になるものです。

養子は相続人になれるのか

民法上の取り扱いでは法定相続分は実子と全く同じであり、差をつける事はありません。普通養子・特別養子共に何人いる場合でも相続人になれる人数に制限はありません。

しかし、相続税法上の取り扱いでは法定相続人としてカウントできる普通養子の人数には上限があります。(特別養子は実子と同じ扱いになるため、人数制限はありません。)

- ・被相続人に実子がいれば、1人まで
- ・被相続人に実子がいなければ、2人まで

何故このような制度が設けられたのかというと、相続税の租税回避を防ぐためです。

相続税の計算では、相続財産の総額から基礎控除額を控除します。基礎控除額は下記の算式により求められます。

基礎控除額=3,000万円+600万円×法定相続人の数

つまり法定相続人の数が増えると、自動的に基礎控除額が増えるというわけです。そこでむやみに普通養子の数を増やして租税回避されることを防ぐために普通養子の数を制限しています。

実親の相続

養子縁組をした場合、実親との相続はどうなるのでしょうか。

普通養子縁組の場合は実親との関係は存続しているので、実親の相続が発生した場合は相続人になります。反対に特別養子縁組の場合には実親との親子関係は断ち切られていますので、実親の相続が発生した場合には相続人にはなれません。

おわりに

インターネット等では養子縁組により相続税の基礎控除額が増える事を利用して、相続税対策として養子縁組を行うことを推奨する記事を見かけます。しかし、租税回避を目的とした養子縁組は認められないケースもあり、また、相続人間における「争続」の原因となる可能性も潜んでおり、かなりリスクな行為です。ご自身で判断せずに、是非ASK税理士法人にご相談ください。